

江戸時代の「父と子」

菅野 則子

はじめに

八月二一日の朝、いつものように新聞を開いた。オリンピック情報満載の中、「男も仕事より家庭」内閣府調査 希望・現実ともに増」という記事が目飛び込んだ。「仕事」より「家庭」を優先したいと考える男性がふえ、今年（二〇〇八）六月、全国二十歳以上の三千人を対象に行われた調査結果が明らかにされた。それによると、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」のどれを優先したいかという質問に、「仕事」と答えた男性は七・三％で、昨年八月の前回調査（一八・六％）から一一・三ポイント減り、「家庭生活」と答えた男性は二六・四％で、前回の一九・五％から六・九ポイントふえたという。「現実にはどうか」という問いには、男性の三二・一％が「仕事を優先している」と答えているという。この割合も前回の調査に比べると八・一ポイント減っている。調査を行った内閣府男女共同参画局調査課は、「男性では、仕事優先から家庭生活優先に意識が変化

したことがかかえる」とまとめた。

ここ数年來、これまで一般に觀念されてきた「家族」像がガラガラと変化し、人びとが描く「家族」像は多彩を極めている。周辺をざっと見渡してみても「家族」や「家庭」に関する議論はつきない。そのような中、歴史学の分野でも新たな理論構築をめざして家族史研究が進められ、その成果が着々と積み重ねられてきている。冒頭の調査結果とも関わるが、前近代以降の家・家族や男女関係のあり方を述べるときの決まり文句ともされている「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考えに対し、どのように思うかという問いも何回となく行われてきている。二〇〇四年の内閣府調査によると、この見解に対して、賛成四五・九%、反対四八・九%という結果となり、これまでの六回の調査で、はじめて反対が賛成を上回ったという。因みに、一九九二年では、賛成六〇・一%、反対三四%、二〇〇二年では、賛否伯仲しともに四七%であった。従って、一九九二年調査開始以來、二〇〇四年にいたり「夫は外、妻は家」という考えに対する賛否は逆転した。長い間保持され続けてきた通念がここに至り覆ったのである。しかし、実際の状況を見ると、女性の四四・八%が「家庭優先」、男性の六割が、「仕事優先」であると答えてもいる。このように、意識・通念の変化と実態との間には少なからず不整合がみられることは、冒頭の記事にもみた通りである。この意識・通念と実態とのズレは何を意味するのだろうか。それをいまま少し検討するには、日本における前近代から近現代にかけての法的「家族」と実態「家族」との関わりが模索されなくてはならず、あらためて家族史研究の必要が問われるところである。

私も関わっている総合女性史研究会では、右のような関心で、二〇〇四年の大会から本年まで四回にわたり「家族」再考“を掲げた特集を組んでいる。

第一回は、「家族」再考Ⅰ―女性の死と埋葬―（二〇〇五年三月）、二回は、「家族」再考Ⅱ―家族の絆（歴史的変遷と意味）―（二〇〇六年三月）、三回は、「家族」再考Ⅲ―家族の規範（理念と実態のあいだ）―（二〇〇七年三月）、四回は、「家族」再考Ⅳ―歴史の中の「子」と「父」―（二〇〇八年三月）である。毎回、日本を中心に、古代から近現代まで、右のようなテーマで特集を組み研究を積み上げてきている。加えて、中国・インド・朝鮮などのアジア地域の諸問題や法律・民俗などの分野からの報告も適宜得ながら、新しい家族像を模索しつつある。

これまで、家族が崩壊するというとき、真っ先に「母子家庭」が採り上げられることが多かったが、一九七〇年代ごろから「父子家庭」も社会問題化しはじめ、一九八三年から「全国母子世帯等調査」の対象とされるようになった。『平成十五年度 全国母子世帯等調査結果報告』（二〇〇五 厚生労働省）によると、「父子家庭」は一七万三八〇〇世帯に上るといふ。その意味でも、これまであまり検討されてこなかった「父」と「子」との関係に焦点を当てた検討が必要なのではないかとの要求に応じて組まれたのが右の研究会四回目の大会であった。私は、そこでの議論に加わったので、その時の報告の一部をここに紹介してみたい。

一 歴史の中にみる「父と子」の関係

「父と子」という場合、「子」をどのように捉えるのか。また、ひとくちに「子」といっても、子・実子・養子・継子・密子・猶子などの別があるし、その「子」が男か女か、長男（女）か二・三男（女）か、嫡子か庶子か、そして身分は武士か庶人か、など多様な捉え方が想定されなくてはならない。また、依拠する史料が、第三

者のものか、「父」側からの史料か、それとも「子」側からの史料なのかによっても示される事実の意味合いが異なってくるだろう。

江戸時代、一般論として、「父と子」の関係がどのように捉えられていたのだろうか。とりあえず、『父兄訓』によってみよう¹⁾。本書は、天明六（一七八六）年、林子平によって著された。「哀哉、人の父たる者、交合して子を生事を知ると雖ども、子を教る道を不知也」にはじまる本書は、「只孝悌忠信（文ヨリ生ズ）勇義廉恥（武ヨリ生ズ）の八徳を、丁寧と言聞せ語り聞せて、児心にも孝悌忠信勇義廉恥の八徳は、人の土台なる事を吞込すべし」とし、これを身につけていないと「無頼不作法」なものとなる、というようなことを述べ、子どもへの最低限の教育の施策の必要を説く。いままし、本書からの引用を続けよう。「子弟を教るには、父兄たる人、読書手習及び文武の諸芸等、怠りなく身自ら取行ふべし、都て幼少の者は、万事人真似を致すもの也、其中にも天然の血筋にて、父兄をば別して他に並びなき者の様に巔頂に思て、何事も父兄の所業を手本にするもの也」
「子弟を育るには、あまやかしそばやかして、玉の如く育る事勿れ」
「子弟を教るには気象を盛にし、文武の芸に勝気を張て勤るやうに仕込べし、気は万能の基なれば、柔弱にして軟かなるは、婦人女子に有ては猶可也、男子には以ての外忌事也」
「子弟を教るには、十六歳以上は、天下に通行しても、独道のなるやうに心懸よと云事に能々教べし、先づ十五歳迄を童子と云也、因て十五歳迄は、仰て父兄に給して無異儀事也、十六歳より長男と云て大人の部に入故、十六歳よりは、軍役にも出る也、亦罪あれば首をも切らる、也、此故に十六歳以上は、人に不手寄して、独道のなる覚悟でなければ不叶事也、（中略）独道のなるやうに、心法と芸能とを教込事、是父兄の大手柄と知るべし」
「道を不知父の、其子を取扱ふに二つ有り、一は其子の善悪邪生に、少も心を不懸、只愛

しに愛するのみにて、十九二十歳に至る迄も、或は坊（ボン）と呼、或は愛（イトシ）、或はめぐなどと云て、我儘一盃に育る故、其子道不知に育つ内に、悪に染り易くして、終に悪人と成て、其子を捨る也、又一は折檻して叱り鼓く事をのみ、子を育る道と心得て、事毎に叱り事毎に訶り打ち鼓く也、叱られて啼き、打れて逃る間はまだ無事也、其子十歳以上、人心地附に隨て、叱らるれば怨み、打たるれば怒て父子確執を生じ、其終り不孝の所業と云におちて、其子を捨る也、一二共に父たる人の、子を育る道を不知故也」「ひた叱りに叱る父の子は、叱りに馴れて、其叱りに迷惑せず、却てふて心生じ、親に当り心にて、態と不作法の事を致し、家内にてあばれ荒る也、其あばれ荒る事仕癖に成て、終に子に横行せられ、父も兄も手を出す事も仕難き様になる」とある。聊か多くを引用したが、現在の「父と子」の間にひきおこされている諸問題の縮図をみるようである。ともあれ、子どもと大人の違いや子どもも年齢によって違いがあるので、その辺りをよく見極めることが大切であるとしている。

一般にいわれる五倫の一「父子有親」についての「父子の親とは、人幼き時は父は子を愛し、子は父を慕ひて、親むものなれども、成長して気強くなり、子として父の心にそむき、父も是をにくみ、父として心ざまあしければ、子は是をうらみ、つひに父子の親を失ふなり、能学びて道をしれば、孝を尽して其親を失はず、さて親たるもの、心は、其子の芸能ありて身を立、家をおこさん事をねがはざるはなし」という説明はよく知られるところである。²⁰

また、『伊勢貞丈家訓』（宝暦一三年刊）では²¹、「父子の法」については「父と云内に母もこもる也、父母と子とは、相互にへだつる心なく、したしみをふかくすべし、おや子は血をわけたるなかなる故、したしくなけれ

ばならぬ也、さる間、したしみを第一とする也、是を父子の親と云也」とまとめている。また「父は、子をきびしくそだて行儀を直し、芸能ををしへ、物事を能くいひ教しへ、悪き事をしかりいましめ、よき人がらにそだてあげて、人にもほめさせる様にと世話をやき、其子の為になる様にしつけをするは、父の慈悲にて父の法也」という。一方、「子は、父母をあがめうやまひ、大切にしていとほしがり、何事も父母の心にそむかずさからはず、苦勞をかけず、何事も父母のうれしがりよろこびたまふ様に、いたいけにすべし、たとえ父母は心あしき人にて、子をむごくわろくしたまふ共、それにはらた、ずうらみずして、父母の機嫌をとり、いとほしがり大切にすることを孝行といふ、是子の法也」とする。また、養父養母養子については「相互に血をわけぬ中なれば、ひがむ心ありて、や、ともすれば、他人^{マユ}目前に心得る事有り、甚いやしき心也、かりにもおや子といふ名を付からは、実のおや子の如くしたしむべし、相互に血をわけぬゆゑ、如此水くさき事ありと思はれぬ様に、義理を立る法也、実の父母実の子は、互に義理を立る事はなし、血をわけぬ中には、義理を立るなり、然れば養父を義父とも云、養母を義母とも云、養子を義子とも云は、義理を専とする故也、父母の慈悲も子の孝行も、実のおや子に替る事はなけれども、其内に義理をふくみてする故、実のおや子よりも、猶以心をつくすべし」と述べている。

以上、僅かの事例、それも、儒道を基礎としたものであるが、江戸時代においては、父と子の関係を示す一般的な発言は、ほぼこれらと大同小異であるといつてよいだろう。

二 武家にみる「父と子」

(1) 杉百合之助と子どもたち

幕末の思想家・教育家などとして知られる吉田松陰の父杉百合之助について、「杉恬齋先生伝」(吉田庫三)および「杉百合之助逸話」(杉民治)に依拠しながらみていこう。⁽⁴⁾

代々毛利家に事えた杉百合之助は、三男三女の長として貧苦の中に学ぶ。一九世紀前半、百合之助が家督を継いだ頃の社会は「王政衰微・土風頹廢」⁽⁵⁾といった状況であった。

百合之助は文政九(一八二六)年、滝子と結婚、文政一二年に民治、天保元(一八三〇)年に寅次郎(吉田松陰)、同三年に千代、その後さらに三女一男をもうけた。百合之助の姿勢は、松陰が亡命の罪により、杉家へ預かりの身になったとき、さらには密航に失敗したときにも、松陰の志を認め評価しているところによく示されている。その時の百合之助の動向について吉田庫三は次の様に述べている。「嘉永五年(一八五二)壬子、寅次郎(松陰)亡命の罪を以て土籍を没し、世禄を収められて杉氏に屏居す。先生(百合之助)毫も意とせず、之れを慰諭して曰く「汝(松陰)が素志遠大なり、一たび誤るも国に報ゆるは尚ほ時あり、豈に勤めざるべけんや」と。さらに、「安政元年(一八五四)甲寅、寅次郎航海の策敗れて藩獄に入るや、先生、民治(松陰兄)をして毎に書籍器用を贈遺して、力を講読述作に専らにせしめ、明年乙卯十二月、(松陰が)獄を免されて家に帰るや、之れを奨励し、族人及び門人を集めて大義を講明せしめ、遂に家塾を開かしむ」といい、また、松陰が処刑された

ときにも諫めるのではなく、むしろ「国に報いた」とその行為を賞している⁶⁰。

百合之助の日頃の行為は、松陰をはじめ子どもたちに少なくない手本となつたと思われる。長男民治の記した逸話は以下のように述べている。「専ら躬耕を以て業とし、其の内にて終身読書を勤め、春くには台柄へ見台を拵へ書を見、子供梅太郎（民治）・大次郎（松陰）の素読は大概畠にて教へ、自身も耕耘の際常に勤王に係る詩文等吟誦し、自然と子供の勤王の心も幼年中より養成したり」と。そして、毎朝起床とともに先祖を拝むこと、次いで藩主に対しては忠節を尽くすということ、そして何よりも勤王であることを誓つたというように、これらの事柄は百合之助の身に付いた行為であつた。従つて、彼を取り巻く子どもたちは、否が応でもその父の行為を見せつけられていた。恐らく、父のそうした行為や生き方を見て、子どもたちもそれに従つたのであろう。松陰に対しては先に見たように、たとえ松陰の行為が、いわゆる当時の社会の「粹」から外れたといわれてもそれは、百合之助にとつては、自分の価値観とは決して矛盾するものではなかつた。父百合之助は、忠君・忠勤という觀念の粹を踏み外さない限りにおいて、松陰をはじめ子どもたちを大きく包み込んでいる。上記の「先生伝」によると、殆ど叱る事をしない父が、子を諫めたことが二度あつたという。一度は、長男民治が父の病氣見舞いを口実に藩主への勤務をなおざりにした時のことであつた。藩世子の侍講をしていた民治が、山口から実家に戻つたとき、百合之助は民治を「汝の暇を得たるは老父の故にあらずや、今私に出でて遊ぶは是れ君を欺くなり、汝何の面目ありて世子公に見ゆべき」と責めたという。そして、もう一度は、父を見舞つた客が去つたのち、「客を下席に置くは、我れをして礼を欠かしむなり」という民治の礼を失した態度に対してであり、それ以外には、叱責することはなかつたという。民治は、父百合之助の人となりについて、勤勉・勤王であり、潔癖であつたこと

を繰り返して述べている。

小さいときから、勤勉・勤王・勤労、身分の峻別をきちんとすること、こうした事柄を百合之助の子どもたちは父から叩き込まれた。百合之助と子の関係を見てみると、子は、父が示した生き方以外に選択の道がなかったかのように見える。文字通り、子は、父の敷いたレールの上を走る、父はそのレールから外れそうになると適宜手を貸しながら子を支えるといった体のものであった。とくに、百合之助と子どもたちの場合、父のありのままの日常生活の始終をみた子どもたちが、それを鑑として成長していったものであったといつてよいだろう。

(2) 頼春水と子どもたち

江戸中後期の儒者であり、頼山陽の父である春水は、延享三(一七四六)年、広島竹原に生まれ、安永八(一七七九)年、三四歳で結婚する。妻静子は、宝暦一〇(一七六〇)年生まれ、大阪の儒者飯岡義齋の次女で、結婚時は二〇歳であった。藩主の教育に深く関わっていた春水は、広島と江戸との間を往復すること七回に及んだという。そして、春水の江戸行きは単身赴任であった。

安永九年、長男久太郎(山陽)誕生。続いてお十、大二郎(三才で死)、士郎(六日目で死)が生まれた。春水には、男女を問わず、子どもへのそれなりの気遣いが見られる。「春水日記」によると「おとを(お十)病氣、心外の事」(寛政二(一七九〇)年九月六日)、「右数日、おとを病氣看護す昼夜睫を合わせず、来客残らず相断る」(同九月一四日)、「(大二郎の瘡瘡について)順庵に診を請い薬に及ぶ安眠せず」(寛政八年五月九日)などである⁽⁷⁾。

しかし、注意したいのは、嫡子山陽への父春水の対応である。小さい頃から「父」春水は、「子」山陽に嫡子としての教育を意識的に施している。山陽は、七歳頃から漢学を春水の弟萬四郎に学び、九歳の時には、春水設立の藩の学問所に入學させられている。また、春水が不在の折の山陽の教育状況・学問の進み具合は、逐一、母の静子が手紙で春水に報告する事となっていた。妻から夫への手紙には「久太郎日業申遣ル」「久太郎論語卒業ノコト申遣」などと記されている。久太郎（山陽）は、日頃から躁鬱病の気があり、寛政五年九月頃からはたびたび重い発作に襲われたという。それも快方に向かいつつあるとき、春水が江戸から帰宅すると山陽の病状は悪化したという。それは、春水が在宅の時には、ひたすらに山陽を学問所へ連れて行ったり、自宅で『近思録』を読ませたりしていたようで、このような、春水の強制的なやり方に対する山陽の反抗であったかのように見えなくはない。

「春水日記」の「久太郎へ申付候儀、これある所、心得違いの様子宜しからず、これに仍て己むを得ず忿怒に及び候事、これ有り」（寛政五年二月二十九日）という記事に見られるように、日ごろ留守勝ちにしているため、せめて帰宅したときぐらいは嫡男の教育に力を入れようとの父親としての思いが強すぎたものであろうか。春水の嫡男への期待、しかし、山陽の方は父が敷いた道に素直に乗り切れなかったようだ。「父」の学問への強要は、「子」の反発となり、山陽を奔放な道へ追いやってしまう結果となったといえるのではないか。山陽は、叔父の萬四郎や書生という時の方を好んだという。そして逆に、父春水に会うと精神状態に支障をきたす事が多かったようだ。青年期における山陽の独立志向と嫡子に向けられた父春水の期待との間に少なからずズレがあったのだろう。「父」の「子」への期待、「子」の「父」への反発。

一方、女子と父との関係はどうだったのだろう。日頃から、春水は、娘お十（おとを）の教育に関して妻に託していたようだ。それも、手習い、和歌の習得、漢学は「小学」程度のものであった。そして、このような教育に加えて、父春水が女子であるお十に望んだのは「婦」としての仕事である衣料調整などの技術を身につける事であった。

春水の場合には、子どもへの思い、とくに病気などに関する事については男女間に違いはなかったものの、教育となると男女間には厳然とした一線が画されていた。とくに、山陽は即嫡男であったため、春水自らの儒学者の後継としての期待は山陽の肩に全面的に掛かっていたのであり、女子との違いは歴然としていた。その上で、「父」春水と「子」山陽との関係についてまとめざるならば、子は、親の敷いたレールに乗ることに反発したりして、一時期踏み外したけれども、結果としては、「父」の矯正もあつてだろうか、親の敷いたレールに立ち戻りその意志を継いでいく事となるのであった。

(3) 平野良忠（父・代官手代）と石黒忠恵（子）

石黒の父子之助は、父に早く別れ、一四歳で江戸に出、成長して代官手代平野寿助の家族となり、平野順作良忠と名乗る。石黒は、弘化二（一八四五）年、父の勤務地岩代国伊達郡梁川に長子として生まれる。父は、漢学・兵学を修め、経書にも通じ能書家であり、且つ「書算の達人」と称されていた。その子石黒は後に「私を教えることは、厳格でありました」と父を回顧している⁽⁸⁾。

石黒の回顧録は、石黒が一〇歳頃、父のお供をしての外出の途中で江川太郎左衛門を目撃したこと、父とともに

に川路聖謨にまみえたこと、一五歳の時、信州から江戸へ上る途次に志士の大島誠夫のぶおに逢い、京都へ行ったこと、一九歳のころ、松代に佐久間象山を訪ね面会し、いたく感銘して、後に江戸へ出たことなどを記す。そして、二〇歳で医を業とすることを決意し、医学と洋学に専念していく事となるが、それ以降については、本稿では省略する。とりあえず、そこに至るまでの状況をいまま少し詳細に見よう。

六歳頃、石黒は父の指示に従って「大学」の素読・習字・画・剣道をそれぞれの師について学ぶ。その傍らで、子どもながら父が勤める役所へ遊びに行つては、罪人の取り調べ・拷問・刑罰の様子を見聞したという。一一歳で父の死、一四歳で母の死にあい、また、すでに二人の妹も夭折していたので、一四歳にして天涯孤独の身になった。「私はもはや天地の間に、血族として一も拘束を受くべきものなき自由の境遇となる。皇室に対する君臣の情のほか、他に一も思うところなき青年となつてしまつた」と記している。周囲の強い勧めもあつて、安政五(一八五八)年、伯父・伯母を養父母とはしないという条件で、石黒家を継承することとなる。その時の彼が出した条件とは「仮にも父母とすると、一事一行も許可を得ねばならず、この後一身上に自由を縛られ」たくないからというものであつた。

このような経緯をたどつていく石黒が、父との関係について記している事柄をいくつか抄出してみよう。「学問吟味」で学業を誉められ、父から褒美に饅頭を貰つたこと、また毎月一七日、東照宮忌日時、父は必ず出向くが、その都度、上野参詣に伴わされたこと、そこでの見聞についてその時の気持を次のように記している。「その頃、東照宮の周囲は全部黒板塀で囲まれ、今の小松宮御銅像の辺に総門がありました。参詣する者の身分・階級によって、拝礼する場所に差違がありました。大名方は勿論供を伴れて囲いのなかへ入る。また、旗本もな

かへ入ることは許されますが、私の父のような小祿の者は、この総門よりうちへ入ることは許されませぬ。それで、父はいつも門の外で石の上に坐して礼拝を致し、あの「人の一生は重荷を負うて」という有名な東照宮御遺訓を勤誦し、私にもそれを誦ませて最敬礼を致すのでした。そして父は常に私に教えて、「およそ立身出世するには、文武の道を励み精神をきたえ、忠孝に専念し、東照宮を信心しなくてはならぬ。お前も、せいぜい勉強して、どうぞ槍一本の主人となり、黒板塀のうちへ入って拝礼をする身分になつてくれ」と言われ、私は幼な心に必ず刻苦精勵してそういう身分にならなくてはと感じました」と述懐する。

父は、小祿であるため、総門の内へはいることが出来なかつた、その時の父の言が、その後の石黒の観念を粹づけている。身分というものが如何に人々の行動を規制しているのか、大いに「身分」とこれからの行く末について考えさせられる出来事であつたようだ。

さらに、江川や川路との出会いの所では、小身のものが、身を起こすには、幕府の「大官」に知られなくてはならないので、そのためには自分をなんとしても相手に印象づける行動をとらなくてはならないのだということなどを思い知らされたことも語っている。いずれにせよ、小祿であつた父は、子になんとしても自分以上の「立身出世」の実現を願いに託したのである。

早くに父と別れた石黒のその後は、父の遺言に大きく規定されている。安政二年、石黒一歳、父四〇歳の時の遺言は「汝は勉強して身を立て家名を挙げ、母上に孝行せよ」であつた。これを承けた母は、「私が生きておりますからには、庸太郎（石黒のこと）を必ず一人前の士に致しますゆえ、御安心下さい」といった。以来、石黒は、それに呪縛されるかのような思いに囚われ続けた。石黒は、「私の父は、いわゆる子を教うるに義方あり

で、すこぶる嚴重でした。日常「武士は、武士は」というて私を教え、武士たる者は、人民の儀表となる者であるから、常にその心得がなくはならぬと申されました。「汝も立派な士になろうと思ふなら、平常、文武を励み、精神を養うことに専念せねばならぬ。精神を養うには、非行をせず、常に天地に恥じざるように心掛けるが第一である、分限を知り責任を重んじ、忠孝を旨とし、治におつて乱を忘れず、何ごとも戦地を思つて身を持たねばならぬと教えられました」と述べている。また彼自身が、一生の内でも最大な教訓を得たのは、父ではなく母の言動であつたという。それについては、本書⁽⁸⁾に詳しいのでそれに譲るが、その要件は次のようなものであつた。江戸大暴風雨に際し多くの屋根が破れた。石黒は、所持していた僅かの金で屋根釘を大量に買い求め、紀伊国屋文左衛門気取りで帰宅したところ、屋根屋をはじめ周囲の者は、石黒を智者だ、神童だと称賛した。こうした石黒の商才に長けた行爲が評価され、誉められ天狗になつていた彼に対して厳しい処断を下したのが母であつた。母は、「金を儲けることを専らにする町人輩の真似をして、人に賞められて得意になつてゐるとは見下げ果てたものだ。お前は明日は大小を売つて算盤を買うがよい」と言い、石黒を足下に追い出したという。この一件は、「私の人格の根本が覆される大問題」であつたと後日、石黒は述懐している。

ともあれ、武士として生きていくためにはどうあらねばならないのか、学問、身分、立身出世の為に、どうすべきなのか、石黒の志とそれを実現させていくための方途は、少年の頃から叩き込まれた父親の言動と密接に絡み合つていた。そしてさらに付言しておかなくてはならないことは、石黒がまだ成人前に父を失つてゐることから、父の意志を母が受け継ぎ、その母が、子を父の意志通りに操縦していったことも忘れてはならないだろう。

三 庶人の場合——ある織屋を事例に——

吉田清助（歌人としての号は秋主、以下秋主と記す）は、寛政六（一七九四）年、桐生新町吉田安兵衛の次子として生まれる。代々奥州方面を地盤に呉服・太物買次、質屋・荒物渡世をしていた。商売が傾いたため、秋主は、少年時、同業の買次へ奉公に出たが、その主家も不振に陥ったので、結局は家に戻り父の手伝いをする事となった。一九歳の時、桐生の織屋で歌人の星野貞暉に入門、その後文化末年、織屋になることを決意、西陣へ一年余り染色工程の修行に行く。文政三（一八二〇）年、二七歳の時、織屋を開業、文政五年、当時、武州幸手に住んでいた国学者橘守部に入門、以後織屋と文人との半々の生活を送ることとなる。

業界における秋主の活動は、「桐生織屋仲間掟」を起草執筆（文政七）したこと、質屋行事（嘉永五）を勤めたことなどであり、文人としては、歌の会へ作品を送ったり仲間を集めて勉強会を行っていた。「秋主詠草」をまとめたり、洋学にも関心があったという。このような秋主には、女子いっとと嫡男元次郎の二人の子どもがいた。その秋主と子どもたちとの関係についてみていこう⁹⁾。

（一）秋主と吉田いと

文政七（一八二四）年、秋主の長女として生まれたいとは、天保二（一八三一）年、八歳になった時、田村梶子が主宰する寺子屋松声堂に入塾、一五歳まで六カ年ほど在塾した。この間、九歳の時、琴の稽古を開始、一〇

歳の時、「父」秋主に連れられて橘守部方に向向している。守部の教育論は、小さい時からの親子の結びつきが大切であるというものである。橘守部の「待問雜記」は以下のようにいう。「子は懷抱テシホにかけて親く養ふよりあわれもまさり、親は近づきてなれむつまじぶより貴とばれもゆくべし。(中略) かかればその子の幼き時より、朝暮側近くなづさひよせて、不忤フカシカラヌ子の話モノガタりもをかきおもちにききなし、親よりも年齢に似つかはしき事どもをかたりきけ、楽みもともにし」「人の子はとし五六にもならば、年齢ほどの話にとりまぜて、その子の終ツヒの心得までを、をりをりごとに語りきけおくべきわざなり。そればかりのとしごろにては、ききしるまじく見ゆれども、いとおもひの外なるものにて、とし老て後まで耳にのこるものは、ただ幼稚時の親のさとしのみにて」などというものである。こうした守部の考えに賛同した秋主は、いとが、一五歳になった時(天保九)、寺子屋での習得を終えると同時に、当時、江戸浅草に居を移していた守部方に彼女を留学させた。女としてのたしなみを身につけさせるためであった。

これ以前の天保七(一八三六)年、いとは、江戸に向向していた父に手紙を書いている。留守中の家の様子、とくに弟の元次郎に関する情報を記しているのが注目される。一三歳の娘が父に宛てた手紙としては注目されるものなので、長文になるが引用しておこう。

御左右承り度、文して申上候、折から日増に御暖におはしまし候へども、まつまつその後、先生おはしめ皆々様お揃あそはし御機嫌よくいらせられ候御事、数々御めてたく、御前様にも御機嫌よく御逗留遊ハシ、何寄何寄御めて度存上候、猶また元次郎事も初午に登山いたし候、殊ニおとなしく相成候まま、御あんし被下間敷候、何も何もことニことニ有かたくそんし上候、貴御地ニ而御伯母様御初みなみな様へ右よろしく御

頼申上候、つきに此方御祖母様御初御かもし様にも御き嫌よろしくいらせられ候まま、かならずかならず御あんし被下間敷候、まつハあらあらめてたく申上候

御ともし様

進上

いとより

寺子の先輩として弟のことに心を配っていることも注目されるが、とくに注目したのは、文字や文章についてである。これは、原文ではなく編者高井の手が加えられていることが充分想定されるが、それを差し引いても、寺子屋に四、五年学んだことによつてこれだけのものが書けるということであらためて確認しておきたい。

さて、いとは江戸へ出て守部のところで教えを受けることとなる。そこでのいとの一日の様子を秋主に知らせた守部の記事によると、いとは、朝早くから稽古、帰つてから朝食をとり、その後は昼までおさらい、午後は、客あしらいや家事の見習い、夜は針仕事を仕込まれたという。その外にも、いとを預かつた守部は、いとの様子を彼女の両親に宛てて詳細な報告をしている。父宛の一部を示してみよう。①「何ぞ少し学問させたく候へとも其ひまもなく又おもしろからぬ事ハ当人致さす、依之、源氏をよませたくて、此ころ白本をよごし、心の種中の歌の如く上下に俗言をそへたらハと度々かかり候へ共、世話しき時節にて、いつ出来上り候もしれかね候」(秋主宛 天保九年九月二三日付) ②「十一日より冬照(守部の息子)ニ申付、源氏物語こう釈致させ、毎朝きかせ申候、委敷よみ候故、よくわかり候と相見候、殊之外面白きと申、大すすみ二候」(秋主宛 天保十一年一月二一日付) など、逐一、いとの様子を親に報告している。

一方、父も折に触れては娘に一筆する。「何事も先生話（うぢご）を御ききおき可被成候、かくものなども書いて御もら

ひ可被成候」(秋主よりいと宛て 天保一〇年二月二日付)のよう。いとの修行も一段落して、天保一〇年一月頃帰郷の話がもちあがった¹⁰⁾。

「あまり江戸しみ候ても如何」(秋主宛 天保一〇年一月一九日付)と、秋主へ守部がいとを連れ戻しに来るようにと提案、それを承けた秋主は、いとに迎えに行くまでの心得を記している。そして「氣立大ニ和し、よき人と成申候」(秋主宛 天保一一年三月二日付)と守部が記しているように、当初の目的を一通り終えたいとは数え一七歳で、帰郷した。実家では、天保一二年(一八四一)ごろから、一八歳となったいとの掣搜し、同一三年、掣決定、同一四年、桐生加藤家の息子安兵衛(養子 二五歳)と式を挙げ分家した。

以上が、父秋主と女子いととの関わりである。守部の書状からも察せられるように、父親が女子に対して自らの趣味を含めていろいろな機会を与えていることが分かる。しかし、それも結局はよい結婚を実現させるための期待や努力であったといつてよいだろう。

(2) 秋主と吉田元次郎

元次郎は、文政一一年(一八二八)、秋主の長男として生まれる。当時の家族構成は、父秋主三五歳、母さと二四歳、姉いと五歳、祖父安兵衛七六歳、祖母しげ七二歳、十名前後の使用人とであった。いとが生まれた時と、大きく変わることはないが、居宅が新築されたこと、父秋主が桐生陣屋の御用達となっている点が異なる。

元次郎は、天保七(一八三六)年、姉いとと同じく松声堂に入塾、九歳であった。その後、さらに谷梅所の素読塾(漢文塾)にも入った。以後、午前中は梶子の塾松声堂へ、午後からは谷の塾へ行くという生活がはじまる。

しかし、元次郎は、素読塾へ行くことを嫌ったようで、なかなか出向かず師匠谷は手を焼いている。秋主より二歳年下の漢学者谷は、その元次郎のことについて度々秋主に宛てて書状を書いている。どうやら、庶民の子弟が素読塾に通うということは、当時にあつては、やや特殊な状況であつたようだ。そのことは「世間杯の心がけざる所を御心掛け被成候而、御子息ニ学問いたさせられんとの思召ニ候へ者」「貴君様のおぼしめし、なみなミの世人とは、殊之外、ちがひなされ候様ニ」という谷の言葉から知られる。谷の教育観の要点は「手習は芸、学問は道、芸と道とは天地の相違」「手習ハいかやうにてもよろしく、学問の方第一なり」というものであつた。本當に学問を身につけさせるためにはそれなりの覚悟が必要であるのに、秋主の方には必ずしもその事柄が心得られていなかったのではないかという事が問われている。谷は、怠け勝ちの元次郎について、父秋主に次のように記す。「然者例年之通御歳暮御恵投拜手仕候。しかし尚七月後者、元次郎様事も休多候而素読も一向ニすすみ不申、殊ニ先月末より丸休みに相成候」といった状態であつた。このような谷からのたびたびの申し入れもあつたが、手習いの松声堂と素読塾とのバランスをとりつつ時は流れていく。天保一三年、松声堂を下がつた元次郎は、同五月元服して「有年」と名乗ることとなる。その後、天保一四年一月、一五歳になつた元次郎は、姉いとと同様に守部方へ留学することとなつた。

元次郎が、守部の教えをどのよう摂取し、どのように成長していったのかについては定かではないが、父と子との間には多くの書簡が交わされた。「父」からは、師匠の云うことをよく聞くよようにと諭し（「先生の御はなしどもを何事ニよらず心をいれて承り可申也」「朝早く起て、そどくすべし」「歌の本をよくよく見て歌を覚え可申」「手習も可致也」「すこしのまも、うかうかと致す間敷候」「心にそまぬ事共ハ万事問聞可申」など）が、

「子」からは、必要な物資の送付方の依頼が主であった。中でも注目されるのは、父が、子に対して参考書として示した書籍類である。その一例を示すならば、八代集・古今集遠鏡・心のたね・古言梯・和訓葉・四書・怜野集などである。ごく一部を示したに過ぎないが、「父」の書物に対する造詣の深さが知られるとともに、このような父の要求に応える元次郎には、それは、かなりの重圧であったようにも思われる。父は幾度となく子に対して手習いをするように、歌の本を読むようにと忠告すると共に、素読の学びをも促している。しかし、元次郎は、素読をはじめいろいろな学びをしばしば怠っていたようである。恐らくは、父の期待があまりにも大きすぎた結果だったのであろう。その期待に十分対応できないために、度々問題を引き起こしていた事はすでにみた通りである。

以上、秋主と子どもたちについて、概観してきた。ここで、「父」と二人の子供との関わりをみよう。先ず、父は、子供の教育を男女を問わず、他者にゆだねていることが、ここでは大きなポイントである。それも行き当たりばったりではなく、ゆだねる先の教育観を調べ、賛同できることを確認している。また、教育を他者に委ねたとはいえ、任せきりではなく、随時、子供と師匠との間の状況を把握するように努めていること、そして、時には親としての考えや希望などを適宜師匠にも伝達指示していることも留意されることである。いとは、最初の子であるが、女子である。元次郎は二番目の子であるが、嫡男として親の期待を受け続けたことと思われる。いとも元次郎とともに松声堂に入塾、一定の年齢に達すると、江戸の守部方へ留学している。この件については男女共通している。違うのは、「父」が男「子」元次郎には、手習いとともに、素読塾に入れ漢字を学ばせよう

としたことである。さらには、江戸へ留学させた後にも父は子に対して学びの書を指示し続けた。これが、男女の違いである。しかし、素読塾の師匠谷が秋主に一筆していたように、当時のいわゆる「学問」は、庶民の日常生活からはやはり隔絶されたものであったのだろう。しかし、それを子に強いた父は、自らの出来ない事を子に託したのであるか。父の期待を背負わされた庶民の男児にとって、一般の学びに加えられた素読は、とても難業であったようで、子は、恰もそれに反抗するように忌避し続けた。

まとめ

以上、「父と子」の関係に絞って、すでに明らかにされている文献や史料を見直してみた。わずかの事例にしすぎないが、武士の場合については、父親が意識するとしないと関わらず、自分の立場をそのまま踏襲させ、また子どもを自分より高いものに仕立て上げるように子供に強いている。父が敷くレールは、当然のことながら、父自らが歩んできた道であった。そして、父はそのレールの上を走るように「子」に強い、もし脱線しそうになれば厳しくレールの上に引き戻す。まずはレールの上ののせること、そのためには、父は自らの生き方を子供に見えるような工夫をしている。父親の先導で半ば強制的に敷かれた軌道を素直に走ったのが松陰であり、石黒であった。尤も石黒については、明治に入って、自らの方向を医学の道に変換させていっているが、ここでは明治以降のことについては省いた。反発を繰り返しながらも結局は父の敷いたレールに乗ったのが山陽であった。

武士の三事例について、ひとまとめに出来る部分が多いが、やはり違いがある事をいっておかなくてはならな

いだろう。第一事例は、忠君・忠勤・勤王というきわめて精神的な側面で父と子とは同化し得たとも思われるように、深く結びついていた。それは、もつとも物事を吸収できるような柔軟な時に、父と子は日常的に行動を共にしていた事が双方の結びつきを深くしていたものと思われる。第二事例では、父と子の歩む道、子にとっては歩まなくてはならないと決められた道が、父とほぼ同じものであったという事であろう。しかも、その道は同じであっても、日常的に生活の場を異にする子にとっては、それを勧める父の動向は殆どといってよいほど見えていなかった。おそらく、父が指示してくる施策は子には余り理解し納得しえるものではなかったのではないか。言い換えれば、子があまり理解・納得しがたい事柄を父は子に一方的に強要していたのではないか。それ故に、子は幾度となく反発をした。しかし、その反発も、おそらく子が成長するに及んでその価値を理解しえるようになった頃、子は、父の敷いたレールに立ち戻る事となったのであろう。第三事例は、とにかく「武士」であれというものである。父が、やっとなしにした武士身分を失わないように、しかも父が手にしたものよりもっと大きなものを掌中にせよと強いた。小禄であるということから来る大身者への「劣等」意識は、父としてもぬぐいきれないものであった。そこで父が子に託したのは、「武士」の中でもより少しでもランクを上げる事であった。何故「武士」でなくてはならないのかというような疑念はない、「武士」なのである。だから、そこには、「武士」というものが一人歩きをし、それをめざすための「道」ともいうべき事柄は問われていない。とにかく武士としてより一層の「立身出世」をめざせというものであった。

三者三様であったけれども、ともに「武士」という枠以外には父は目を向ける事はなかった。そして、子もまた、それを前提としたところからスタート、父が辿った道を継承していかざるをえなかった。ともあれ、武士の

場合には、「子」は「父」と同様の道を進む以外に選択の余地がなかったというのが実情であったといつてよいだろう。身分制社会のゆえにであった。

一方、庶民の場合は如何。武士に比べれば、選択の余地はあったと思われる。しかし、本稿では、一例しか取り上げていない。その限りでいえば、父は、やはり自分の趣味を前面に掲げて子どもを導こうとしている様子が歴然としている。父秋主は、機屋営業とともに、和歌にも造詣が深かったが、加えて琴にも関心をもっていた。自らは琴を手に出來なかつたが、それを子どもいにとに稽古させているし、元次郎には自ら関心を持つ和歌に加えて、おそらく秋主が携わることができなかった漢籍の学びをも体得させようとした。とくに、素読塾に通わせたことには、秋主の独自の思いが込められたであろうことは、先に見た谷の書簡が示しているところでもあったことを一言しておく必要があるようだ。その上で、なお、父は、やはり教育内容については、男と女とは区別をしていたことも既に述べた。

このように、「父」たちは、自身の考えもあつたであろうが、それ以上に、彼らを取り巻く社会状況に強く規制されてもいた。その意味では、一にみた「父兄訓」や「家訓」の存在はきわめて規範的であり、武士にとっては勿論のこと、庶人にとつてもそれらに盛り込まれている觀念と無関係ではなかつたと言つてよいだろう。

(二〇〇八、九、一五)

〈註記〉

(1) 『日本教育文庫』訓誡篇上 六六九頁(日本図書センター 一九七七) 子平は、その序に「世ノ父兄タル人ニ、子弟ノ教方ヲ示ス也」と記している様に、本書は教育書である。従つて、子平が好ましいと思う父

と子の関係が凝縮されているといつてよい。また、これは、恐らくは武士を中心に観念されていると思われるが、本稿に引用した様に、広く一般論としてみる事もできると思うので、ここに紹介しておく。

(2) 「立教館童蒙訓」(白河藩学)『日本教育文庫』訓誡篇上 七〇六頁)

(3) 『日本教育文庫』家訓篇 五〇六頁)

(4) 『吉田松陰全集』十二 岩波書店 一九三六、吉田庫三は、杉百合之助の曾孫。松陰の妹千代の子で、松陰なきあと、吉田家の養子となり一一代を嗣ぐ。杉民治は百合之助の長男。松陰の兄。

(5) 註(4)に同じ

(6) 註(4)に同じ

(7) この項については、頼祺一著『近世後期朱子学派の研究』(溪水社 一九八六)および鈴木ゆり子「儒家女性の生活」(『日本の近世』十五 中央公論社 一九九三)に依拠している。

(8) 『懐旧九十年』(石黒忠恵著 岩波文庫 一九八三)、以下引用史料はこれによる。なお、石黒について孫の原もと子はずぎのように述べている。「日本陸軍そのものが過去の幻影となった今日(一九三六年頃)(中略)九十年の生涯を献げた一老翁の自伝が読まれるとすれば(中略)一三〇余年前に日本の片田舎から出て来た天涯孤独の一少年が、医者を目指して」と記しているが、本稿では、時期的制約もあり、その「一少年」が成長していく過程の幼年期のみを扱う。

(9) この項については、高井浩『天保期、少年少女の教養形成過程の研究』(河出書房新社 一九九二)による。

- (10) 留学中のいについて、師の守部は以下のように観察している。いとの長所としては、①物の考えがよい
- ②元来、人の出来がよく、利発である ③正しくよき心立てに生まれついている ④人の言葉を容れると
いった点を上げ、また、短所としては、①我儘に育てられてきたため、気随・偏屈・強情な点がある ②気
位、心構えの立て方に間違いがある としている。また、守部は、「まろくたいらな成人」「たいらかにも
事よろしき人」「心やわらかに物事によい人」「万事おだやかに、物の道理をわかまえた人」「たいらかです
なおな人」「立居答儀の品のよい人」「氣立ての和している人」などを好ましい女性像として所々に記してい
る。

